

飼主であることを明らかにしましょう

飼っている動物に所有者明示をすることは飼主の責務です
雷に驚いたり、玄関ドアの閉め忘れなどで迷子になることがあります

- 飼主の名前・連絡先など記載した名札（迷子札）やマイクロチップで飼主がわかるようにしましょう。
- もしも迷子にしてしまった場合は、すぐに動物愛護センター、警察署などに連絡しましょう。
- 犬は狂犬病予防法で鑑札及び注射済票の装着が義務付けられています。



済票・鑑札



迷子札

新潟市動物愛護センター
電話：025-288-0017